

## 令和4年度「バス車両購入助成事業」実施要領

公益社団法人宮城県バス協会

### (事業目的)

第1条 この要領は、公益社団法人宮城県バス協会が宮城県バス事業振興補助金により、地球温暖化防止及び環境保全事業を実施するために、必要事項を定め適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

### (助成対象車両及び助成額)

第2条 この助成は、宮城県バス協会による単独助成とし、国並びに地方公共団体等から新車・中古車の導入に際し、補助を受ける場合は、助成対象としない。

(日本バス協会から助成を受ける場合を除く。)

#### 2 バス車両新車・中古車購入助成事業

① 助成対象は、宮城県内に車両登録する新車(購入及びリース)・中古車両の導入(購入のみ)を対象とする。

②助成対象車両並びに、助成車両数及び助成額(予算額を限度)は、次のとおりとする。

#### ア 助成対象車両

新車:衝突被害軽減ブレーキ装備車かつ低燃費車(平成27年度燃費基準達成車)。

中古車:初度登録が平成10年10月1日からの長期規制適合車以降の車両。

対象車両は、乗車定員11人以上の乗合バス又は貸切バスとする。

#### イ 助成額

新車:1両当たり100,000円を限度

中古車:1両当たり50,000円を限度

#### ウ 事業者からの申請額の合計が全体の予算額を上回った場合は、予算額の範囲内で調整(減額)することとする。

なお、1事業者当たり新車・中古車合わせて3台の助成を上限とする。

#### エ 助成対象期間

助成対象車両は令和4年4月1日から令和5年1月末日までに車両登録を完了したものに限り。

なお、購入車両については、令和5年1月末日までにその支払いが完了したものでなければならない。

### (交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとするときは、様式1-1(購入用)または1-2(リース用)の「バス車両購入助成事業」申請書を令和4年10月末日までに、宮城県バス協会に提出しなければならない。

### (助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出)

第4条 事業者は対象車両の導入完了後、宮城県バス協会から助成金の交付を受けようとする場合は、様式2-1(購入用)または2-2(リース用)により「バス車両購入助成事業」助成金交付請求書(以下「交付請求書」という。)を提出しなければならない。

### (助成金交付)

第5条 宮城県バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、これを審査し、適切と認められるときは、事業者に対して令和5年3月末日までに助成金を一括して交付する。

### (助成金の交付取消と返還)

第6条 事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に事業者へ交付されているときは、宮城県バス協会は事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。
  - 3 事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく宮城県バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

- 第7条 事業者は、助成金交付の対象となった当該車両が、導入後の登録日から起算して5年を経過するまでは、宮城県バス協会の承認を受けずに、取得財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡（以下「処分」という。）してはならない。
- 2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式3により財産処分承認申請書を宮城県バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

附則

この要領は、令和4年4月6日から適用する。

参考

中古車助成対象車両形式

- |              |          |                     |
|--------------|----------|---------------------|
| ○長期規制適合車     | 形式の識別記号が | 「KK-」「KL-」等         |
| ○新短期規制適合車    | 〃        | 「KS-」「KR-」「PB-」等    |
| ○新長期規制適合車    | 〃        | 「A*G-」「P*G-」「B*G-」等 |
| ○ポスト新長期規制適合車 | 〃        | 「L*G-」「Q*G-」「S*G-」等 |

公益社団法人 宮城県バス協会会長 殿

事業者名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

「バス車両購入助成事業」申請書

バス車両購入助成事業実施要領第 3 条の規定に基づき、下記のとおり標記事業の申請をします。

記

1. 購入車両数及び助成金申請額

車両区分	車両数	基準助成単価	申請額	車両登録予定日
新 車	両	100,000円	円	
中 古 車	両	50,000円	円	
計	両		円	

2. 購入車両メーカー名・年式・型式

別添見積書及び契約書のとおり

(注) 購入車両の見積書写し及び売買契約書写しを添付すること。

■ 経理責任者: 部署・役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

■ 担 当 者: 部署・役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

公益社団法人 宮城県バス協会会長 殿

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

「バス車両購入助成事業」申請書

バス車両購入助成事業実施要領第3条の規定に基づき、下記のとおり標記事業の申請をします。

記

1. 導入車両数及び助成金申請額

リース会社名等		車両数	申請額	登録予定日
会社名		両	円	
所在地				
担当者名				
TEL				
会社名		両	円	
所在地				
担当者名				
TEL				

合 計	社	両	円
-----	---	---	---

2. 導入車両メーカー名・年式・型式

別添見積書及び契約書のとおり

(注) 導入車両の見積書写し及び売買契約書写しを添付すること。

■ 経理責任者: 部署・役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

■ 担 当 者: 部署・役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

公益社団法人宮城県バス協会会長 殿

事業者名

代表者名

「バス車両購入助成事業」助成金交付請求書

「バス車両購入助成事業」が完了したので、バス車両購入助成事業実施要領第5条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

確認資料の提出

- ①自動車検査証の写し
- ②領収書写し又は、振込書写し
- ③助成対象車両の写真（登録番号の確認ができる前方斜めからの全体及び後方と横の写真・・・各1枚）

記

1. 助成対象車両数、助成金請求額及び助成金振込先

助成対象車両数 助成金請求額	助成対象 車両数	両	助成金 請求額	円
	新車	両	中古車	両
助成金振込先	銀行 信用金庫 その他			
	支店			
	預金種別	1. 普通預金          ・          2. 当座預金		
	口座番号			
	メイギ 名 義			

■経理責任者：部署・役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

■担当者：部署・役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

公益社団法人宮城県バス協会会長 殿

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

「バス車両購入助成事業」助成金交付請求書

「バス車両購入助成事業」が完了したので、バス車両導入助成事業実施要領第5条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

確認資料の提出

- ①自動車検査証の写し
- ②リース契約書写し（登録番号及び車台番号等契約車両が確認できること。）
- ③助成対象車両の写真（登録番号の確認ができる前方斜めからの全体及び後方と横の写真・・・各1枚）

記

1. 助成対象車両数、助成金請求額

リース会社名				
助成対象車両数 及び助成金請求額	助成対象 車両数		助成金 請求額	
		両		円

2. 助成金振込先 (1. リース会社 又は、2. 会員事業者) ←いずれかを○で囲んでください。

助成金振込先	銀行 信用金庫 その他	
	支店	
	預金種別	1. 普通預金      ・      2. 当座預金
	口座番号	
	マイギ	
	名 義	

■経理責任者：部署・役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

■担当者：部署・役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_